

団体傷害(疾病)保険のご案内

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員互助会会員
を対象とした補償型団体保険

会員の配偶者も加入できます。

ゆうゆう

Bタイプ

病気やケガの入院・手術

(引受保険会社：エース損害保険株式会社)



毎日の暮らしやお仕事に欠かせない補償が
ひとつになったプランです

保険期間 2015年8月1日午後4時から
2016年8月1日午後4時までの1年間

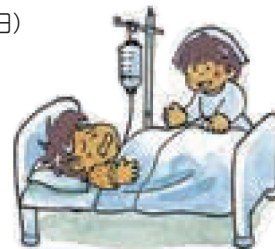
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会員互助会

年齢区分に応じた保険料となっています。

疾病入院保険金・手術保険金 (免責期間0日、支払限度日数180日、通算限度1,000日)

傷害入院保険金・手術保険金 (免責期間0日、支払限度日数180日)

- 病気やケガで入院した場合に保険金をお支払いします。
また、手術を受けた場合には所定の手術保険金もお支払いします。
- 地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。



保 険 料		年齢区分に応じた保険料となります。下表をご覧ください。	
補 償 内 容		保 険 金 額	
ご病気により入院した場合にお支払いします。 (免責期間0日、支払限度日数180日、通算限度1,000日)		疾病入院保険金	日額 5,000 円
ご病気の治療のために手術を受けた場合に手術の種類に応じてお支払いします。		疾病手術保険金	20・10・5 万円
おケガにより入院した場合にお支払いします。 (免責期間0日、支払限度日数180日)		傷害入院保険金	日額 5,000 円
おケガの治療のために手術を受けた場合にお支払いします。		傷害手術保険金	5・2.5 万円

年 令	月払保険料	年 令	月払保険料
15～24才	990円	45～49才	1,960円
25～29才	1,210円	50～54才	2,470円
30～34才	1,310円	55～59才	3,160円
35～39才	1,420円	60～64才	4,460円
40～44才	1,640円	65～68才	6,360円

保険種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で入院された場合。	次の通り保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても入院保険金を重複してお支払いできません。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術やその他の医療処置（ただしエース保険が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑨山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑩自動車等の乗用具等による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑪頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑫細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状等
傷害手術保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合。 手術とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ＊創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術は補償対象外です。 ●先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。）	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 （①および②の手術を受けた場合は①を適用） ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	
疾病入院保険金	被保険者が疾病を被り、その治療のために医師の指示にもとづき入院を開始した場合。	次の通り保険金をお支払いします。 ●疾病入院保険金日額×入院日数 ●1回の入院 ^{注1)} につき、180日までを限度とします。 ●初年度契約・継続契約の各保険期間を通算して、1,000日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても入院保険金を重複してお支払いできません。 ●美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査等のための入院はお支払いできません。	①下記のいずれかの事由による疾病 (1)原因となった疾病を被ったときが初年度契約の保険期間開始日より前の場合 (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 (3)自殺行為・犯罪行為・闘争行為 (4)被保険者の先天性異常 (5)被保険者の妊娠または出産。ただし、正常分娩でないと認められる場合は保険金をお支払いします。 (6)戦争、外国の武力行使、暴動等 (7)核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはそれ以外の放射線照射、放射能汚染 (8)頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ②すべての精神障害および行動障害等
疾病手術保険金	被保険者が疾病を被り、その治療を目的として所定の手術を受けた場合。	手術の種類に応じて次の通り保険金をお支払いします。 ●疾病入院保険金日額×10・20・40倍 ●時期を同じくして複数の手術を受けられた場合、1回の手術を限度とします。 ●傷害手術保険金とお支払いが重複する場合、いずれか高い金額をお支払いします。	

注1)「1回の入院」について。入院の終了後、180日を経過する前に、その入院の原因となった病気（これと医学上密接な関係が認められる病気を含みます。）によって再度入院された場合には、前の入院と後の入院を合わせて「1回の入院」として取り扱います。

●ご加入プランについて

ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同種の補償内容を補償する別の保険契約等をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。エース損害保険（株）と他社の保険金額の合計額によっては、ご契約をお引受けできない場合がございます。

●保険金額と保険料について

保険料は、保険金額、保険期間、仕事の内容（仕事上のケガにも保険金をお支払する場合のみ）等によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、パンフレット、申込書等の該当箇所をご参照ください。保険料は保険期間（1年間）を通して変わりませんが、継続契約については弊社が特に必要と認めた場合に主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更される場合があります。

●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、ケガには含みません。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

●「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなかった後のものをいいます。

●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術で、かつ、約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。

●この保険の保険期間は1年間です（中途加入を除く）。保険期間終了日までに加入者またはエース保険から書面の通知がない場合、自動的に継続をいたします。

●「特定疾病補償対象外」について。オプションプランでは、ご加入の際にご提出いただく「健康告知書」の記入内容によっては、特定の疾病を原因とする場合には保険金をお支払いしないことを条件に、ご加入のお引受をする場合がございます。

※死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。

●このチラシでは“ゆうゆう”の概要を説明したものです。“ゆうゆう”の運用はエース損害保険株式会社の傷害保険普通保険約款および特約、業務災害安心総合保険普通保険約款および特約によります（2015年7月現在）。

引受保険会社：エース損害保険株式会社

お申込みにあたってのお願い

同封の加入申込票にご記入のうえ、施設事務担当者にお渡しください。

1. ご加入にあたっての注意事項

- この保険で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会に加入された会員および配偶者となります。
- ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者(補償の対象者)には、引受保険会社へ加入申込書に※印を付けた重要な事項についてお申し出いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記入された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
- (経営が破綻した場合等のご契約者の保護について)(2015年7月現在)
保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金(下記割合に削減されることがあります。詳細は、エース保険ホームページ(<http://www.acegroup.com/jp>)をご覧ください。エース保険までお問い合わせください。
保険金支払 破綻後3ヶ月間は、補償割合100%(全額支払)
破綻後3ヶ月経過後は、補償割合80%
解約返れい金 補償割合80%
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるようこれらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入申込人と被保険者(補償の対象者)が、異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この保険は公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員互助会が保険契約者となる団体契約です。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 被保険者(補償の対象者)が次に該当する場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄にその内容を必ずご記入ください。
①同種の危険を補償する他の保険契約等(積立保険を含む、傷害保険、所得補償保険等)をご契約している場合
②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合
- (健康状況告知について)
①現在の健康状況につき健康状況告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)ご自身でご記入の上、「ご署名・押印」ください。万一、記載事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
②健康状況告知の内容によっては、ご契約をお引受けできない場合または特定の疾病・症状について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。
③健康状況告知をいただいた結果、ご契約が成立した場合でも、既往症や保険始期において既に発病している病気(発病時期は医師の診断によります。)につきましては保険金をお支払いできませんのでご了承ください。
- 補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえでご契約ください。

2. 保険金をお支払いする場合に該当したとき

- ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、約款に定める書類のうち引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。また引受保険会社は約款に定める書類以外の書類を求めることができます。
- 事故により高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等以内の親族」
- 個人賠償責任保険金の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 携行品損害保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

3. ご加入後にご注意いただきたいこと

- ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。①職業・職務の変更 ②住所の変更 ③同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険等)をご契約する場合
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査、および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。詳細については、エース保険ホームページ(<http://www.acegroup.com/jp>)をご覧ください。

お問い合わせ先

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階
TEL. 03-3438-0466(代表) FAX.03-3431-1803

取扱代理店

有限会社 ウェルフェアサービス

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL. 03-5625-1351 FAX.03-3631-7120

引受保険会社

エース損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山5階
TEL. 03-6364-7070 FAX.03-6364-7416

●●●●●●●●